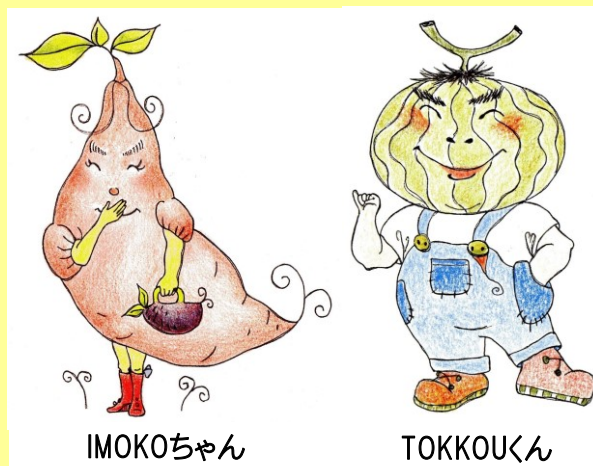


社会福祉法人 尚徳会

徳光苑

特別養護老人ホーム
ショートステイ

ご利用の
ご案内



〒891-0513

鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水1212番地1

(TEL) 0993-35-0220

(FAX) 0993-35-3310

Eメール : info@tokkoen.or.jp

<http://www.tokkoen.or.jp/>

～ショートステイ(短期入所生活介護)～

- 特別養護老人ホーム徳光苑では、ショートステイ(短期入所生活介護)を行っています。介護保険制度で『要支援』・『要介護度』認定の方がご利用になれます。
☆ 福祉制度でのご利用(指宿市委託事業、「指宿市緊急ショートステイ事業」)も可能ですので、「指宿市」にご相談下さい。

サービス内容は日常生活の介護をはじめ、診療・看護・リハビリ・レクリエーション等を通じて、生きがいある日々をお過ごしいただけるよう万全の体制を整えています。

- 利用者の健康管理は、嘱託医による日常診療、心身状態の変化に対する「かかりつけ医」との密接な連携で、利用者のご家族の安心に努めています。

～ご利用の申込み・手続き～

- ご利用の申込み及び手続きについては、直接当施設との間で交わされます。ご本人の介護計画(ケアプラン)にショートステイご利用計画が盛り込まれますので、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談いただくか、当苑に申し出て利用日等、ご確認下さい。

～ご利用時の必要物品～

- ご利用時の必要物品は次の通りです。
 - ◆ 健康保険証又は後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証
介護保険負担限度額認定証、負担割合証(他、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証)
 - ◆ 衣類等(普段着・肌着・パジャマ・靴下・タオル・バスタオルなど)
※ 衣類等の洗濯は当苑で行っています。
 - ◆ 靴(上履き用)、歯ブラシ、コップ、湯のみなど使い慣れた物
 - ◆ 服用されているお薬
※ ショートステイのご利用日数分、忘れずにご持参下さい。

～利用料～

- 利用料 は、下記 ①～④ 項目の合計額になります。

- ① 介護保険利用者負担(要介護度に応じた介護報酬額の利用者の負担割合に応じた額)
※ 諸加算も含まれます。
別表『介護保険介護サービス利用料【本人負担金】の基本算定表』をご参照ください。
- ② 食費
- ③ 居住費(光熱水費相当額)
※1.食費・居住費の負担額については出身地の市役所・役場への申請により、所得状況に応じて減額認定が決定されます。
※2.「社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置」制度もあります。
- ④ 医療費負担金、物品等個人購入費

【備考】

(ア) 居宅～施設、または施設～居宅まで、当苑スタッフによる送迎をご利用された場合片道184円が加算されます(介護保険介護給付費で定められている額です)。

(イ) 医療費負担金、物品等個人購入費については実費額の負担になります。

- 以上の利用料につきましては、退所時(ショートステイ利用終了時)にお支払いいただきます。

～ショートステイ利用中の生活～

○お部屋は主に2人部屋です。
(個室を希望される方はご相談ください。)

○基本的な日課は次の通りです(入所の方々の日課と同様です)。

8:00		12:20		17:45	
(月曜)	朝食 更衣・入浴①・レクリエーション	昼食 休息	入浴②・レクリエーション	夕食 更衣	
(火曜)	更衣・入浴③・レクリエーション	休息	入浴④・レクリエーション	更衣	
(水曜)	更衣・入浴⑤・レクリエーション	休息	レクリエーション 月1回 喫茶	更衣	隔週 居酒屋
(木曜)	更衣・入浴①・レクリエーション	休息	月1回音楽教室・レク	更衣	
(金曜)	更衣・入浴②・レクリエーション	休息	入浴③・レクリエーション	更衣	
(土曜)	更衣・入浴④・レクリエーション	休息	入浴⑤・レクリエーション	更衣	
(日曜)	更衣・自由時間	休息	自由時間	更衣	

- ◆ 機能訓練指導員(理学療法士・看護職員)による個別リハビリを行っています。
- ◆ 入浴は週2回(夏場は3回)です。ご希望にも対応しております。
- ◆ 口腔ケアは毎食後行います。

～行事など～

○次のような月間・年間行事を行っています。

4月	春の苑遊会、交通安全キャンペーン ゆうゆう会議、誕生会	10月	レクリエーション大会、徳光苑文化祭 ゆうゆう会議、誕生会
5月	母の日、誕生会 ゆうゆう会議	11月	地域交流事業、セレクトランチ ゆうゆう会議、誕生会
6月	父の日、誕生会 ゆうゆう会議	12月	クリスマス誕生会 ゆうゆう会議、餅つき、年末法要
7月	納涼の夕べ、 ゆうゆう会議、誕生会	1月	拝賀式・年始茶話会、 ゆうゆう会議、誕生会
8月	お盆法要、 ゆうゆう会議、誕生会	2月	節分豆まき、 ゆうゆう会議、誕生会
9月	敬老会、秋の彼岸法要 ゆうゆう会議、誕生会	3月	ひな祭り会、春の彼岸法要、誕生会 ゆうゆう会議、セレクトランチ

○毎月の『ゆうゆう会議』は利用者が主体の会議です。

～苦情・相談～

○当事業所やサービス利用における苦情やご相談は、担当介護支援専門員か下記窓口で受け付けます。

苦情相談窓口	生活相談員・介護支援専門員 TEL 0993-35-0220
受付時間	原則として平日の午前8時30分～午後5時30分

○当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口等もご利用することができます。

指宿市 介護保険係	所在地 指宿市十町2424番地 TEL 0993-22-2111 / FAX 0993-24-4342
鹿児島県 介護福祉課	所在地 鹿児島市鴨池新町10番1号 TEL 099-286-2676 / FAX 099-286-5552
国民健康保険 団体連合会	所在地 鹿児島市鴨池新町7番4号 TEL 099-213-5122 / FAX 099-213-0817

～秘密保持及び個人情報の取扱い～

○当事業所では、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密及び個人情報については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険が及ぶ場合など正当な理由がある場合を除いては、契約中また契約終了後も第三者に漏らすことはいたしません。

但し、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

また、ご利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、ご利用者・ご契約者等の個人情報を用いることができます。

■ご不明な点がございましたら
『徳光苑 TEL 35-0220』
までご連絡下さい。

